

検査結果表			
(第1第1項第2号に規定する昇降機) 油圧エレベーター			
		氏 名	検査者番号
当該検査に 関与した 検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

		昇降機番号			
番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあては、共通)				
(1)	機械室への通路及び出入口の戸				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等				
(3)	救出装置				
(4)	開閉器及び遮断器				
(5)	制御器	接触器、 継電器及び 運転制御 用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計（該当する・該当しない） 交換基準 イ、製造者が指定する交換基準（ ） ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準（ ）	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	
			ヒューズ		
			絶縁 電動機の回路（300V以下・300V超） 		

建物名

協議会NO

整理番号

1(2)機械室:機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等	目視により確認する。	(略)
	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	(略)
	機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)
	開口部または換気設備の設置及び換気	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないことまたは起動設定温度が不適切に設定されていること。
	防油堤の状況	目視により確認する。	欠損またはき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。
	標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。
	消火設備の蒸気用	目視により確認する。	機械室または機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。

検査結果表			
(第1第1項第2号に規定する昇降機) 油圧エレベーター			
		氏 名	検査者番号
当該検査に 関与した 検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

		昇降機番号			
番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあては、共通)				
(1)	機械室への通路及び出入口の戸				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 ★検査事項一部削除(ページ下部参照)				
(3)	救出装置				
(4)	開閉器及び遮断器	文言修正			
(5)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ、製造者が指定する交換基準 () 年 月 日 ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日		
(6)	ヒューズ				
(7)	絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ		
(8)	接地				
(9)	空転防止装置				
(10)	階床選択機				
(11)	電動機及びポンプ				
(12)	圧力計				
(13)	油圧 パワー ユニット	安全弁 常用圧力銘板値 (MPa) 作動圧力測定値 (MPa)	常用 圧力の %		
(14)	逆止弁				
(15)	流量制御弁				
(16)	油タンク及び圧力配管				
(17)	作動油温度抑制装置				
(18)	ストップバルブ				
(19)	高圧ゴムホース				
(20)	駆動装置等の耐震対策				
2	共通				
(1)	圧力配管				
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min m/min		

建物名

協議会NO

整理番号

1(2)機械室:機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等	目視等により確認する。	(略)
	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視等により確認する。	(略)
	機械室の床及び機器の汚損の状況	目視等により確認する。	(略)
	(略)	(略)	(略)
	開口部または換気設備の設置及び換気	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないことまたは起動設定温度が不適切に設定されていること。
	防油堤の状況	目視により確認する。	欠損またはき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。
	標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。
	消火設備の蒸気用	目視により確認する。	機械室または機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。

【油圧エレベーター】

番号	検査項目				検査結果				担当 検査者 番号
					指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適合	
(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)		%				
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数	本				
				1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本				
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)		%			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本				
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%				
			鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
		(4)	主索又は鎖の張り						
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部								
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置								
(7)	はかり装置								
(8)	ブランジャー								
(9)	ブランジャーストッパー								
(10)	シリンダー								
(11)	防火区画貫通部								
(12)	速度	定格速度 (上昇) (m/min)	上昇	m/min					
		定格速度 (下降) (m/min)	下降	m/min					
(13)	戸開走行保護装置								
(14)	地震時等管制運転装置								
(15)	降下防止装置								
(16)	換気設備等								
(17)	制御盤扉								
3	かご室								
(1)	かごの壁又は開い、天井及び床								
(2)	かごの戸及び敷居								
(3)	かごの戸のスイッチ								
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置								
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置： 有 ・ 無)								
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置								
(7)	車止め、光電装置等								
(8)	かご操作盤及び表示器								
(9)	外部への連絡装置								
(10)	かご内の停止スイッチ								
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識								
(12)	かごの照明装置								
(13)	停電灯装置								
(14)	かごの床先								
4	かご上								
(1)	かご上の停止スイッチ								
(2)	頂部安全距離確保スイッチ								
(3)	上部リミット（強制停止）スイッチ								
(4)	ブランジャーリミットスイッチ								

建物名

協議会NO

整理番号

<本ページは変更なし>

【油圧エレベーター】

番号	検査項目				検査結果					担当 検査者 番号
					指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適合		
(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ()		%					
			直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)							
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 ()	1よりピッチ内の 素線切れ数	本					
			該当する素線切れ判定基準 ()	1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本					
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下							
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)		%					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()								
		直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数	本						
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()								
		主索本数 (本)								
要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()										
鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()	伸び	%							
	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)									
	鎖本数 (本)									
		要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								
(4)	主索又は鎖の張り									
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部									
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置									
(7)	はかり装置									
(8)	ブランジャー									
(9)	ブランジャーストッパー									
(10)	シリンダー									
(11)	防火区画貫通部									
(12)	速度	定格速度 (上昇) (m/min)	上昇	m/min						
		定格速度 (下降) (m/min)	下降	m/min						
(13)	戸開走行保護装置									
(14)	地震時等管制運転装置									
(15)	降下防止装置									
(16)	換気設備等									
(17)	制御盤扉									
3	かご室									
(1)	かごの壁又は開い、天井及び床									
(2)	かごの戸及び敷居									
(3)	かごの戸のスイッチ									
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置									
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置： 有 ・ 無)									
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置									
(7)	車止め、光電装置等									
(8)	かご操作盤及び表示器									
(9)	外部への連絡装置									
(10)	かご内の停止スイッチ									
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識									
(12)	かごの照明装置									
(13)	停電灯装置									
(14)	かごの床先									
4	かご上									
(1)	かご上の停止スイッチ									
(2)	頂部安全距離確保スイッチ									
(3)	上部リミット (強制停止) スイッチ									
(4)	ブランジャーリミットスイッチ									

建物名

協議会NO

整理番号

建物名	協議会NO
	整理番号

建物名	協議会NO
	整理番号

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月



<本ページは変更なし>

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

- (注意)
- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は~~削除して構いません~~。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄~~までを取消線で打消~~してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別記第2(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別記第2(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、~~記入しなくても構いません~~。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を~~目視~~により確認し、別表第二(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で~~記入~~してください。部品を分解しなければ~~目視~~で確認することができない場合等でやむを得ず~~目視~~により確認できない場合は「確認不可」を○で~~記入~~してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で~~記入~~してください。さらに、「イ。」を○で~~記入~~した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で~~記入~~した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で~~記入~~した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率を記入してください。
- ⑭ 2(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で~~選択~~してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

- 以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。
- a 素線切れの判定記号
- 素線切れが平均的に分布する場合
 - 素線切れが特定の部分に集中している場合
 - 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
 - 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合
- <記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準(1ーイ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準(ハ)

- (注意)
- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は~~記入不要です~~。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「―」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別記第2(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別記第2(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、~~記入不要です~~。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を~~目視等~~により確認し、別表第二(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で~~選択~~してください。部品を分解しなければ~~目視等~~で確認することができない場合等でやむを得ず~~目視等~~により確認できない場合は「確認不可」を○で~~選択~~してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で~~選択~~してください。さらに、「イ。」を○で~~選択~~した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で~~選択~~した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で~~選択~~した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率を記入してください。
- ⑭ 2(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で~~選択~~してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

- 以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。
- a 素線切れの判定記号
- 素線切れが平均的に分布する場合
 - 素線切れが特定の部分に集中している場合
 - 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
 - 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合
- <記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準(1ーイ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準(ハ)

- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で**囲んで**ください。「あり」を○で**囲んだ**場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1 構成より1 ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2 に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
1	錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
2	点状の腐食が多数生じている場合
3	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
b	判定結果の記号
イ	要是正判定の場合
ロ	要重点点検判定の場合
ハ	指摘なしの場合
<記入例> 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）	

- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑰ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑱ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉑ 2(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4 (9)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑯から⑰までに準じて記入してください。
- ㉓ 6 (4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で**囲んで**ください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第二(二)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**囲んで**ください。
- ㉔ 4(5)「ブランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、ブランジャーストップパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で**囲んで**ください。
- ㉖ 7「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添1 様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2 様式に従い添付してください。

- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で**選択して**ください。「あり」を○で**選択した**場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1 構成より1 ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2 に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号
1	錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
2	点状の腐食が多数生じている場合
3	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
b	判定結果の記号
イ	要是正判定の場合
ロ	要重点点検判定の場合
ハ	指摘なしの場合
<記入例> 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）	

- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑰ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑱ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉑ 2(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4 (9)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑯から⑰までに準じて記入してください。
- ㉓ 6 (4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で**選択して**ください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第二(二)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で**選択して**ください。
- ㉔ 4(5)「ブランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、ブランジャーストップパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で**選択して**ください。
- ㉖ 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添1 様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2 様式に従い添付してください。